

魚津市告示第132号

魚津市ミラージュランド大観覧車整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年9月20日

魚津市長 村椿 晃

魚津市ミラージュランド大観覧車整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。）第21条に基づき、魚津市ミラージュランド大観覧車整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、ミラージュランド大観覧車の存続及び更なる利用促進を図るため、一般財団法人魚津市施設管理公社が実施する大観覧車整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助対象経費、補助金の額等)

第3条 補助対象経費、補助金の額及び限度額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率	限度額
ミラージュランド大観覧車の塗装塗替え及び部材補修に要する費用	補助対象経費に5分の1を乗じた額に1,000千円を加算した額	15,000千円

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、魚津市ミラージュランド大観覧車整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助対象事業の経費内訳
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を魚津市ミラージュランド大観覧車整備事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該交付申請者へ通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第6条 市長は、補助金の交付決定を受けた交付申請者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

（2） 補助金を他の用途に使用したとき。

（3） 市長の承認を受けないで補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したとき。

（4） 補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

（5） 補助金の使途が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるものと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、魚津市ミラージュランド大観覧車整備事業補助金交付決定取消通知書（様式第3号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（実績報告書）

第7条 補助事業者は、事業が完了したときは、魚津市ミラージュランド大観覧車整備事業補助金実績報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 事業報告書

（2） 収支決算書

（3） 補助対象事業の経費内訳

（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、魚津市ミラージュランド大観覧車整備事業補助金額の確定通知書（様式第5号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の概算払）

第9条 市長は、必要があると認めたときは、補助金を概算払により交付す

ることができる。この場合において、概算払により交付できる額は、魚津市ミラージュランド大観覧車整備事業補助金交付決定通知書に記載された交付決定額を上限とする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払による補助金の交付を受けようとするときは、魚津市ミラージュランド大観覧車整備事業補助金概算払請求書（様式第6号）により、市長に請求しなければならない。

（概算払の精算）

第10条 補助事業者は、前条の規定により概算払による補助金の交付を受けたときは、魚津市ミラージュランド大観覧車整備事業補助金概算払精算書（様式第7号）により精算手続きをとるとともに、不足が生じた場合にあっては不足額を請求し、残額が生じた場合にあってはこれを返納しなければならない。

（関係書類の保存）

第11条 補助事業者は、補助事業に係る経費の内容を明らかにするため、会計帳簿及び関係証拠書類を備え付け、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第5条の規定による交付決定をした補助金の取扱いについては、この告示の失効後もなおその効力を有する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

事業所所在地
事業所名
代表者氏名

魚津市ミラージュランド大観覧車整備事業補助金交付申請書

年度において魚津市ミラージュランド大観覧車整備事業を実施したいので、魚津市ミラージュランド大観覧車整備事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

申請額 金 円

関係書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 補助対象事業の経費内訳
- 4 その他市長が必要と認めるもの

様式第2号（第5条関係）
魚津市指令 第 号

事業所所在地
事業所名
代表者氏名

魚津市ミラージュランド大観覧車整備事業補助金交付（不交付）
決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市ミラージュランド大観覧車整備事業補助金について、魚津市ミラージュランド大観覧車整備事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長



記

1 交付します。

交付決定額 金 円

交付の条件

- (1) 補助事業等の内容又は経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を得ること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

2 交付しません。

交付しない理由

様式第3号（第6条関係）
魚津市指令 第 号

事業所所在地
事業所名
代表者氏名

魚津市ミラージュランド大観覧車整備事業補助金交付決定取消
通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定のあった魚津市ミラージュランド大観覧車整備事業補助金については、下記の理由により取り消しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長



記

取消しの理由

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

事業所所在地
事業所名
代表者氏名

魚津市ミラージュランド大観覧車整備事業補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定の通知があった魚津市ミラージュランド大観覧車整備事業補助金について、魚津市ミラージュランド大観覧車整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

記

補助事業の実施状況

交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
年 月 日 金 円	金 円	金 円

関係書類

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書
- 3 補助対象事業の経費内訳
- 4 その他市長が必要と認めるもの

様式第 5 号（第 8 条関係）
魚津市指令 第 号

事業所所在地
事業所名
代表者氏名

魚津市ミラージュランド大観覧車整備事業補助金額の確定通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定をした魚津市ミラージュランド大観覧車整備事業補助金については、魚津市ミラージュランド大観覧車整備事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき交付額を金
円に確定します。

年 月 日

魚津市長



様式第 6 号（第 9 条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

事業所所在地
事業所名
代表者氏名

魚津市ミラージュランド大観覧車整備事業補助金概算払請求書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定のあった魚津市ミラージュランド大観覧車整備事業補助金について、下記のとおり概算払請求します。

記

概算払請求額 金 円

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

事業所所在地

事業所名

代表者氏名

魚津市ミラージュランド大観覧車整備事業補助金概算払精算書

概算払を受けた魚津市ミラージュランド大観覧車整備事業補助金について、下記のとおり精算します。

記

1	概算払額	金	円
2	交付確定額	金	円
3	戻入（返納）額（1－2）	金	円
	又は		
	追加交付額（2－1）	金	円